

奈良県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和七年三月七日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
吉永医院	生駒市東生駒一―七七―八	令和七年一月一日
あかいデンタルクリニック	大和高田市大字奥田一八―一	令和七年一月一日
中央薬局大和八木店	橿原市内膳町五丁目二―四〇 F ACEビル一階	令和七年一月一日
吉田歯科医院	高市郡高取町大字市尾九五四	令和七年一月六日
陽だまり薬局	大和郡山市筒井町六八八―一 さやビル一階五号室	令和七年二月一日
スマイル薬局竜田店	生駒郡斑鳩町龍田西四丁目一―四 四	令和七年二月一日